

報道関係者各位

令和8年6月25日
山梨県総務部市町村振興課
課長 小泉 友則
電話 055-223-1424(内線 2450)

市町村長の資産等の公開について(情報提供)

「政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律」第7条の規定に基づき、すべての自治体が条例を制定し、長の資産等について報告書を作成の上、公開することとされています。

各市町村長に係る報告書は、当該市町村が指定する場所において閲覧に供されます。

①作成対象者

国会議員、知事、都道府県（政令市）の議員、**市町村長**、特別区の区長

②作成対象資産等

ア 土地、建物、預貯金、自動車、ゴルフ会員権などの資産等

イ 所得等

ウ 報酬を得て役員などに就いている関連会社の名称等

③公開時期

令和8年6月30日から

※報告書の作成期限の翌日から起算して60日を経過する日の翌日から閲覧に供される。

市町村によっては6月30日より前に公開される場合もあります。詳しくは、市町村にお問い合わせください。

区分	報告書	備考
資産等	・資産等補充報告書 任期開始の日後、毎年新たに所有することとなった資産等で12月31日に所有しているものについて作成する。 ・作成期限 4月30日	・本年1月1日以降就任した首長は対象外 ・現首長のうち対象外は0人
所得等	・所得等報告書 前年1年間を通じて首長であった場合、前年分の所得等について作成する。 ・作成期限 4月30日	・現首長のうち対象外は2人
関連会社	・関連会社等報告書 毎年4月1日において、報酬を得て法人等の役員、顧問等に就任している場合に作成する。 ・作成期限 4月30日	・本年4月2日以降就任した首長は対象外 ・現首長のうち対象外は0人

【裏面参照】

1 報告書作成対象となる首長

R8.6.30 現在

団体名	首長名	報告書			備考
		資産等	所得等	関連会社	
令和7年1月1日以前から 首長であった者		○	○	○	次の首長を除く25人
都留市	日向 美徳	○	×	○	任期 R 7. 12. 8~
道志村	出羽 和平	○	×	○	任期 R 7. 7. 31~

- ※ 資産等については、任期開始の日後、毎年新たに所有することとなった資産等で12月31日に所有している場合に作成する。
- ※ 所得等については、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの1年間を通じて首長であった場合に前年分の所得等について作成する。
- ※ 関連会社については、令和8年4月1日現在で報酬を得て会社その他の法人の役員等に就任している場合に作成する。

2 その他

条例の趣旨は、報告義務のない者が報告書を作成することを妨げるものではないと解されます。

市町村振興課行政選挙担当 藤本
電話 055-223-1424 (内線 2462)